

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201300095 2013-0379 2013/03/01 (事故発生地) 大阪府	温浴器 (足用)	施設で当該製品を使用して帰宅後、火傷を負ったことが確認された。 (重傷)	○当該製品には破損など外観上の異常は認められなかった。○当該製品の温度測定を行った結果、異常な高温は認められなかった。○施設の管理下で皮膚感覚の弱い使用者が使用していた。●当該製品の温度制御に異常は認められなかったことから、皮膚感覚の弱い使用者が当該製品を使用したことで低温火傷を負ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「温度や痛みの感覚の弱い人には使用しない、やけどの恐れがある」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2013/05/08)
A201300330 2013-1278 2013/07/25 (事故発生地) 高知県	電気洗濯機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、譲渡されたものであり、過去の使用状態等は確認出来なかった。○当該製品は傾斜のある軒下に置かれ、前側の脚部に平衡を保つための板材を敷いた、不安定な状態で設置されていた。○当該製品の背面板等は、内側より外側の方に著しい焼損が認められた。○電源コードは本体引き出し口付近で断線し、断線部に溶融痕が認められた。○モーター、内部配線、基板等の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2013/08/08)
A201300414 2013-1480 2013/08/15 (事故発生地) 徳島県	エアコン	当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。 (火災)	○当該製品は、電源コードの途中で、別のコードに手より接続により延長されており、接続部には溶融痕が認められた。○本体は一部焼損していたが、基板やモーター等の電気部品に出火痕跡は認められなかった。○当該製品の電源コードを改造した経緯は確認出来なかった。●当該製品の電源コードが不適切な接続方法により延長されていたため、接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、据付説明書には、「電源コードを切断して延長しない」旨、記載されている。 (F2)	(受付:2013/09/10)
A201300648 2013-2601 2013/12/06 (事故発生地) 香川県	電気洗濯乾燥機	当該製品の電源プラグ及び周辺を焼損する火災が発生した。(20132475と同一事故) (火災)	○当該製品の電源プラグが差し込まれていたコンセント及びその上の壁に焼損や汚損が認められた。○電源プラグ内部は著しく焼損し、樹脂製の絶縁板の内側に著しい焼損が認められた。○電源プラグ内部の栓刃と電源コード芯線の接続部付近で電源コードが断線し溶融痕が認められ、栓刃の穴付近にはスパーク痕が認められた。○事故の約10か月前に電源プラグとコンセントの接続部で不具合がありコンセントのみ交換されたが、当該製品の電源プラグはそのまま使用されていた。●当該製品の電源プラグは事故発生以前の接続不具合により損傷した状態で継続使用されていたため、電源プラグ内の絶縁性能が低下して電源プラグ内の栓刃間で短絡し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品の電源プラグは電気用品安全法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「電源プラグ、コードは、傷んだものは使わない。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2013/12/24)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201300831 2013-3695 2013/12/23 (事故発生地) 千葉県	コンセント	当該製品に電気製品を接続して使用していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、差込口の片側を中心に焼損しており、刃受け金具に変形が認められた。○変形した刃受け金具側の端子板と屋内配線との接続部に異常発熱した痕跡が認められ、接続部付近の配線被覆が焼損していた。○差し込まれた電源プラグは、樹脂が焼損しているが、栓刃に変形や異常発熱した痕跡は認められなかった。●当該製品の端子板と屋内配線との接続部に溶融した痕跡が認められたことから、接続部のねじの締め付け不足等により、接触抵抗が増大して、異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、施工説明書には、「端子ねじはしっかりと締めつける」旨、記載されている。 (D1)	(受付:2014/02/27)
A201300853 2013-4018 2014/02/18 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。 (火災 死亡)	○当該製品の焼損は著しいものの、ヒーター部等異常は認められなかった。○当該製品の周囲に衣類のような燃えかすがあった。●当該製品の使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に可燃物を接触させたため、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/03/06)
A201300873 2013-3799 2014/01/09 (事故発生地) 兵庫県	延長コード	他社製延長コードに接続された当該製品に複数の電気製品を接続して使用していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (火災)	○焼損したカーペットの上で当該製品の電源コードが1か所断線していた。○断線箇所の芯線先端に溶融痕及びキックが認められ、被覆は炭化していた。○コードの被覆が一部焦げていたが芯線に異常は認められなかった。○タップ本体及び、電源プラグに異常は認められなかった。●当該製品は、電源コードが外力で強く圧迫されたため、断線が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「電源コードに傷をつけない」旨、記載されていた。 (F2)	(受付:2014/03/12)
A201300878 2013-4071 2014/03/02 (事故発生地) 高知県	エアコン（室外機）	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は海岸の近くで22年以上使用されており、事故発生前の約5年間は、電源プラグをコンセントに差した状態で使用されず放置されていた。○当該製品の底板は腐食により欠落したため、ファンモーターアングルがダイオードブリッジ等が配置された電装部側に倒れていた。○ダイオードブリッジへの配線に複数の溶融痕が認められた。●当該製品は、長期間（22年以上）海岸の近くで使用されていたため、底板が腐食により欠落し、ファンモーターアングルが電装部側側に倒れたため、内部配線が損傷して、短絡、スパークが発生し出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「シーズン後は電源プラグを抜く」、「海岸地区等での使用は販売店に相談する」旨、記載されている。 (F2)	(受付:2014/03/12)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300908 2013-4178 2014/03/18 (事故発生地) 東京都	電子レンジ	店舗で当該製品を使用後、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、庫内の回転ローラー及びターンテーブルに焼損が認められた。○当該製品付属のターンテーブルと回転ローラーは他社製のものに取り替えられており、回転ローラーのローラー径は付属品と比べて大きかった。○電気部品、配線などに異常は認められなかった。●当該製品は回転ローラー及びターンテーブルを他社製のものに交換し使用していたことから、ターンテーブルの回転が正常に行われなかったため、他社製回転ローラーにマイクロ波が集中し、過熱して、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には、「付属品が割れたり、紛失した場合は販売店に相談する。」旨、記載されている。	(受付:2014/03/20)
A201400008 2014-0146 2014/03/13 (事故発生地) 大阪府	電気カーペット	当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、カーペットの中心部の発熱体に変色していた。○発熱体の断線部近傍は、被覆の可塑性が抜け、硬化している状態であった。○コントローラーを含めたその他の部位に異常は認められなかった。○使用者は、当該製品の上に乳児用布団を常時敷き、常に「強」で使用していた。●当該製品は、布団等保温性の高いものを上に敷いていたため、局部的な過熱が生じ、被覆硬化及び発熱線の酸化劣化により、発熱体が半断線状態になったと考えられ、電源を投入時の突入電流により断線部でスパークが発生し、当該事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書及びコントローラー裏面には安全上の注意として、「座布団など保温性の高いものを長時間同じ場所にのせない」旨、記載されている。	(受付:2014/04/03)
A201400022 2013-3885 2013/12/29 (事故発生地) 茨城県	電気あんか	当該製品を使用中、当該製品の電源コード及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源コードは、本体側のコードプロテクターの先端付近から断線しており、断線箇所が焼損が認められた。○断線部付近の電源コードは屈曲していた痕跡が認められた。○電源コード断線部先端の芯線に熔融痕が認められた。●当該製品のコードプロテクター端部に屈曲などの過度な外力が加わったため、コード芯線が断線し、スパークが生じ、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「電源コードを傷つけたり、無理に曲げたり等をしない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2014/04/10)
A201400058 2014-0318 2014/03/22 (事故発生地) 東京都	照明器具(水槽用)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、木製ケース内の天井面に取り付けられ、放熱スリットが閉塞されていた。木製ケースは、当該製品の取り付け部分の焼損が著しかった。○前灯用の安定器の焼損が著しかった。○他の部品に出火等の痕跡は認められなかった。○当該製品の他に、木製ケース内に設置されていたパネルヒーター、白熱電球に出火した痕跡は認められなかった。○同等品を用い、放熱スリットを閉塞した状態で温度測定を実施した結果、通常状態より、安定器の温度が上昇することが認められた。●当該製品の放熱スリットを閉塞した状態で使用したため、安定器のコイルが絶縁劣化し、レイヤショートが生じて発熱し火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「本製品の上には、物をのせたり、放熱穴をふさいだりしない。破損したり、機器が過熱して、火災の原因になる」旨、記載されている。	(受付:2014/04/28)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201400074 2014-0375 2014/04/05 (事故発生地) 東京都	電子レンジ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○調理中のカップケーキが焼損し、庫内にススの付着が認められた。○当該製品の電気部品に異常は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/05/08)
A201400076 2014-0270 2014/04/22 (事故発生地) 岡山県	ヘア 드라이ヤー	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、樹脂製の吸込口フィルター部の3か所に焼損による穴が認められた。○マイカ製のヒーターブロックの切欠部が欠損して固定が外れたため、ファンがヒーターブロックと接触、破損し、破片の噛み込みによってファンがロックしていた。○ヒーターブロックに設置された温度ヒューズが溶断していた。○メインスイッチ、内部配線等に異常は認められなかった。●当該製品に衝撃的な外力が加わったため、マイカ製のヒーターブロックの固定が外れてファンがヒーターブロックと接触、破損し、破片の噛み込みによってファンがロックしたことによりヒーターが過熱し、吸込口の樹脂製のフィルター部が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、使用者は、ファンがロックしたため、スイッチを切ったと誤認したものと考えられる。 (E2)	(受付:2014/05/08)
A201400078 2014-0292 2014/04/12 (事故発生地) 大阪府	ヘア ドライヤー	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は本体部分が全体に著しく焼損していた。○電源コードは本体付近で断線しており、断線部に溶融痕が認められた。○電源コードの途中で結び目があり、結び目部分に脱落した本体側プロテクターが固定されていた。○電源スイッチはヒーターに通電される位置であった。●当該製品は外部からの延焼により焼損したか、電源コードが繰り返し過度な屈曲等の外力が加わったため損傷し出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品の電源コードは電気用品取締法の技術基準に適合している。 (F2)	(受付:2014/05/08)
A201400084 2014-0371 2014/04/27 (事故発生地) 福岡県	換気扇	ブレーカーが落ちたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品内部の電源電線の接続部から出火した痕跡が認められた。○その他の部品に出火の痕跡は認められなかった。○事故現場では、事故品が設置された天井に水染みがあり、断続的に水分の滴下が認められた。●当該製品内部に雨漏りによる水分が屋内配線を伝わって浸入し、端子部でトラッキング現象が発生したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/05/12)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400107 2014-0501 2014/05/08 (事故発生地) 神奈川県	携帯電話機（スマートフォン）	当該製品を他社製ACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (A201400112と同一事故)	○当該製品は、外部接続端子部以外に異常は認められなかった。○当該製品は、別売のワイヤレスチャージャーを使用すると正常に充電され、電源を投入すると正常に動作した。○外部接続端子の付着物を分析した結果、液体成分とナトリウム成分（Na）、塩素成分（Cl）が検出された。●当該製品と他社製ACアダプターを接続して充電した際に、マイクロUSBコネクタに導電性の液体が付着していたため、他社製ACアダプターの電源出力端子とマイクロUSBコネクタシェル間で抵抗値を持って短絡し、双方のコネクタ部が短時間で発熱して、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書の記載と共に、起動時のメイン液晶画面表示及び携帯電話の背面警告ラベルに、「本機が濡れている状態で絶対に充電しない、故障、火災、火傷の原因になる」旨、記載されている。	(受付:2014/05/22)
A201400108 2014-0502 2014/05/14 (事故発生地) 神奈川県	エアコン（室外機）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○フロントパネル、電装カバー、プロペラファン等の樹脂製部品が焼失していた。○圧縮機、ファンモーター、リアクター、四方弁、配線等の電気部品から出火した痕跡は認められなかった。○制御基板、電源基板から出火した痕跡は認められなかった。○金属製の外郭は、下側及び前面側での熱による塗装焼け、ススの付着が顕著であった。●当該製品内部に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/05/22)
A201400112 2014-0506 2014/05/08 (事故発生地) 神奈川県	ACアダプター（携帯電話機用）	当該製品に他社製携帯電話機を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (A201400107と同一事故)	○マイクロUSBプラグ先端及び内部の樹脂が熔融し、端子及びコネクタシェルが変色していた。○マイクロUSBプラグの付着物分析の結果、ナトリウム成分（Na）、塩素成分（Cl）が検出された。○当該製品の電気特性及び出力性能に異常は認められず、正常に動作した。●当該製品と他社製携帯電話機を接続し充電した際に、マイクロUSBコネクタ内部に導電性の液体が付着していたため、当該プラグの電源出力端子（1番ピン）とコネクタシェル間で、電氣的に抵抗をもって短絡状態となり、コネクタ部が短時間で発熱し、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「水や飲料水、ペットの尿などで濡らさないでください。火災、やけど、けが、感電の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2014/05/22)
A201400119 2014-0546 2014/04/15 (事故発生地) 岡山県	電気冷蔵庫	当該製品のドアを開けようとした際、左手の中指を取っ手の隙間に挟んで負傷した。	○使用者は当該製品の冷蔵庫ドアの左側取っ手に左手を添え、右手で左側取っ手を持ってドアを操作していたところ、体のバランスを崩してドアにもたれ掛かり、添えていた左手の中指が取っ手とドア本体にできる隙間に挟まり、左手中指を負傷した。○当該製品のドアの取っ手、開閉動作に異常は認められなかった。○取っ手とドア本体に指を挟む力は指を固定するほどの力ではなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の機能に異常は認められないことから、当該製品のドアを両手で操作中にバランスを崩してドアにもたれ掛かった際に、取っ手とドア本体にできる隙間に指を挟み込んで自重によって固定され、指の関節に過度な力が加わり負傷したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/05/26)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400120 2014-0484 2014/05/17 (事故発生地) 島根県	パワーコンディショナ (太陽光発電システム用)	臭異がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、住宅に隣接する倉庫内に設置されていた。○当該製品は、内部の基板に著しい焼損が認められた。○基板上の端子及びパターン線が焼失し、基板及びコンデンサー等が焼損していた。○当該基板の裏側には、ヤモリと思われる小動物の炭化した死骸が複数認められた。○当該基板以外に出火痕跡は認められなかった。●当該製品内部に侵入した小動物が基板上の端子を短絡したため、基板等が焼損し出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/05/27)
A201400126 2014-0562 2014/05/19 (事故発生地) 東京都	エアコン（室外機）	当該製品の撤去作業中、当該製品が破裂し、1名が火傷を負う火災が発生した。	○当該製品は、エアコン撤去のための冷媒回収（ポンプダウン）作業を行っており、コンプレッサーは運転中であった。○コンプレッサーが破裂し、当該製品外郭も破損して内部部品が周囲に飛散していた。○当該製品の三方弁に圧力計は接続されていなかった。○据付工事説明書には、「三方弁に圧力計を接続する。」旨、記載されていた。○施工業者は特定できなかった。●当該製品は、エアコン撤去業者が冷媒回収の作業手順を誤ったため、空気吸引・圧縮運転をしたコンプレッサーが異常高温高圧状態となり、破裂したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、（一社）日本冷凍空調工業会では、「空気を吸い込み、そのままコンプレッサーの運転を続けることで、コンプレッサー内部の温度が上昇し、コンプレッサーが破裂する事故に繋がる可能性がある。」旨、注意喚起をしている。	(受付:2014/05/29)
A201400129 2014-0556 2014/05/17 (事故発生地) 宮城県	電気温水器	社員寮で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は金属製外装表面の点検扉及び内部のリレー部周辺が過熱し、ススの付着が認められた。○リレー部の焼損が著しく、端子部に溶着や溶融が認められた。○当該製品は製造時に壁面に固定するための穴が外装表面に設けられているが、その穴とは別に、施工時に空けたとみられる穴で壁面に固定されていた。○リレー構成部品に雨水の成分と推定されるカルシウム及びマグネシウムが検出された。●当該製品を壁に固定するため、施工時に外装上面に空けられた穴から雨水が浸入したことにより、リレーの端子部が腐食し、接触不良となり過熱し出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、工事説明書には、「外装上面の壁固定用の金具により固定する。」旨、記載されている。	(受付:2014/05/30)
A201400135 2014-0586 2014/04/26 (事故発生地) 愛媛県	電気こんろ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のスイッチは、ONの状態では焼損していた。○ヒーター上にアルミの溶融物が認められた。○当該製品の電気部品、配線等に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は、スイッチガード付きの改修済み品であり、容易にスイッチが入る構造ではなかった。●当該製品のスイッチを切らずに就寝してしまったため、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「その場を離れるときは、必ずつまみを「切」にする」旨、記載されている。	(受付:2014/06/02)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400136 2014-0565 2014/05/20 (事故発生地) 大阪府	電子レンジ	当該製品を使用後、当該製品庫内から発煙した。	○使用者は事故発生以前から、使用中にパチパチと異音が生じていることを確認していたが、そのまま使用していた。○庫内底板と外郭底板との間に取り付けられている樹脂製ブリーチが焼損していた。○ファンモーターの動力をターンテーブルに伝えるゴムベルトが切れており、全体に劣化（亀裂）が認められた。○庫内底板（ステンレス製）の一部に穴あきが生じ、ターンテーブル裏面の突起部にスパーク痕と考えられる損傷が認められた。○ターンテーブルのローラーは、4個のうち1個が割れて外れていた。○その他、製品内部の電気部品及び内部配線類に焼損等の異常は認められなかった。●当該製品は、長期使用（約30年）により、ターンテーブルを駆動するゴムベルトが切れてターンテーブルが回転しない状態で継続使用したため、ターンテーブルのローラー付近に電波が集中しローラーが破損してターンテーブルが傾いた状態になり、ターンテーブルと庫内底板の間でスパークが生じ、庫内底板が溶融したことで穴が空き、底面の樹脂製ブリーチに着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「故障したときには、販売店に修理を依頼する」旨、記載されている。	(受付:2014/06/02)
A201400138 2014-0583 2014/05/21 (事故発生地) 大分県	電気こたつ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○ヒーターユニットを天板に固定する樹脂製ブラケットのネジ穴周辺が熱で軟化したため、ヒーターユニットが落下した。○当該製品の電気的特性に異常は認められなかった。○こたつ布団を深く押し込んだ状態で再現実験を行った結果、ブラケットが軟化する温度に達しなかった。○こたつ布団の変色具合や使用状況については確認できなかった。●使用状況が不明であることから事故原因の特定には至らなかったが、こたつ布団を深く押し込んだ状態では樹脂製ブラケットが軟化する温度まで達しないことから、ヒーターユニットが布団で覆われる等により、ヒーターユニット周辺の温度が上昇したため樹脂製ブラケットが軟化し、ヒーターユニットが落下したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/06/03)
A201400145 2014-0621 2014/05/24 (事故発生地) 埼玉県	I H 調理器	他社製の電気こんろの上にベニヤ板を敷き、その上に当該製品を置いて使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は他社製の電気こんろの上にベニヤ板を敷いて置かれていた。○当該製品の下に敷いていたベニヤ板は上面に比べ下面の焼損が著しかった。○ベニヤ板の下面（グリルヒーター側）の焼損は著しく、下面全体に焼損が認められた。○当該製品の上部に焼損は認められず、底部はベニヤ板に開いた穴とほぼ同位置が焼損していた。○当該製品及び他社製の電気こんろの内部から出火した痕跡は認められなかった。●当該製品内部に出火した痕跡は認められないことから、電気こんろのヒーターの熱でベニヤ板が焼損し、延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/06/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400146 2014-0508 2014/05/26 (事故発生地) 大阪府	照明器具	当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品の焼損部位は、天井に取り付けるためのアダプターに接続されている電源コネクタ-接続部のみであり、他の電気部品、配線などに焼損等の異常は認められなかった。○電源コネクタ-近傍でコードの断線（完全断線ではなく、数本は残存していた）が認められ、一部に熔融痕が認められた。○当該製品の配線接続部カバーには、尿素を含む液体がたまっていた。●当該製品は、小動物の尿など尿素を含んだ液体が天井裏から配線器具を伝ってアダプター内に浸入し、電源コネクタ-接続部でトラッキング現象が発生し、発煙、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/06/05)
A201400152 2014-0428 2014/05/12 (事故発生地) 群馬県	延長コード	当該製品に電気ポットを接続して使用中、更に電気炊飯器を接続して電源を入れたところ、プレーカーが作動し、当該製品が熱変形した。	○当該製品は、冷蔵庫の前を通す形で床に置いてあったため、冷蔵庫の下段引き出しを開ける際、その都度持ち上げたり、下に押し込んだりしており、引き出しに当該製品が挟まれることも度々あった。○コードプロテクター取付部周辺が破損し、コードプロテクターが固定されない状態になっていたため、器体内部のコードに力がかかる状態であった。○器体内部のコードが分岐する位置からコードプロテクター部にかけて短絡痕が認められ、コードの芯線にはねじれが認められた。●当該製品のコードプロテクター取付部が破損し、コードプロテクターが固定されなくなったため、コードに繰り返し過度な屈曲が加わり、芯線が断線、スパークし出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、コードプロテクター部は、電気用品安全法に基づく技術基準の折り曲げ試験に適合している。また、取扱説明書には、「コードを傷つける恐れがあるため、コードを曲げたり、ねじったり、引っ張ったり、重いものを載せたり、挟んだりしない。」旨、記載されている。	(受付:2014/06/09)
A201400153 2014-0657 2014/05/28 (事故発生地) 愛知県	食器乾燥機付流し台	長期間使用していなかった当該製品の食器乾燥機を焼損する火災が発生した。	○当該製品は21年前に購入したもので、食器乾燥機は約15年前から使用していなかったが、電源プラグはコンセントに接続したままであった。○食器乾燥機の制御室内部に装着されている基板カバー、制御基板及び操作基板が取り外され、制御室内に基板が露出した状態で放置されていた。○基板カバー及び操作基板の固定用穴にはネジ締めされた痕跡が認められたが、制御室内部にネジは確認されなかった。○基板カバーは一部が焼損し、各部にアルミニウム、ナトリウム及び塩素を含む液体が付着した痕跡が認められた。○制御基板は、リレーの実装部が著しく焼損し、リレーの端子及び周辺の銅箔パターンに熔融痕が認められた。○ヒーター、ファンモーター等その他の電気部品に、出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の食器乾燥機内部の基板カバーや基板を装着箇所から外し、機器内部に放置したため、前面パネルから浸入した導電性異物を含む液体が基板に付着し、トラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/06/09)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201400172 2014-0721 2014/06/10 (事故発生地) 千葉県	延長コード	事務所で異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は6個口個別スイッチ付きマルチタップで、観賞魚水槽用として水槽の直下に設置されていた。○当該製品にはLEDランプ、ヒーター、濾過器、エアポンプが接続されており、濾過器及びエアポンプが接続された箇所の個別スイッチ部での焼損が著しかった。○濾過器を接続した刃受け金具は、異極電極板と交差する付近で欠損が認められた。○エアポンプを接続した刃受け金具と交差する付近の異極電極板で荒れが認められた。○その他の部分に溶融や欠損等の異常は認められなかった。●当該製品は観賞魚水槽用として水槽の直下で使用していたために、個別スイッチ操作部の隙間から内部に水が浸入し、刃受け金具と異極電極板の間でトラッキング現象が発生し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「観賞魚用水槽など水のかかりやすい場所では使用しない。」旨、記載されている。	(受付:2014/06/20)
A201400195 2014-0779 2014/06/24 (事故発生地) 鹿児島県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のファンモーターコネクタ部の電源端子間が焼損していた。○ファンモーターコネクタ部に変形等の構造上の異常はみられなかった。○ファンモーターには、クリーニング剤に含まれる成分が付着していた。○業者の行ったエアコンクリーニングの制御基板部の養生にはハンドタオルが使用されていた。●当該製品のファンモーターコネクタ部に、エアコンクリーニング時の溶剤が付着したことにより、ファンモーターコネクタ部でトラッキング現象が発生し、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「室内ユニット内部の洗浄は、お買い上げの販売店または修理相談窓口へ依頼すること。消費者自身で実施されると故障・水漏れの原因となることがある。」旨記載されているとともに、(一財)日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は高い専門知識が必要です。もし誤った洗浄剤の選定・使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損・電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙・発火につながる恐れがある」旨、注意喚起を行っている。	(受付:2014/07/02)
A201400197 2014-0787 2014/07/01 (事故発生地) 大阪府	ノートパソコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品のキーボード、液晶パネル部等の外郭に焼損が認められたが、内部のメイン基板及びハードディスク等は原形を留め、電池の破裂及びヒューズの溶断もなかった。○当該製品のACアダプターの外郭に一部溶融が認められたがプリント基板等は原形を留めヒューズも溶断は認められなかった。○当該製品のACアダプターの出力ケーブル等に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/07/03)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400198 2014-0812 2014/06/26 (事故発生地) 千葉県	電気ポンプ（井戸用）	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○事故前日、当該製品から2.5m程度離れた立木に落雷があった。○当該製品のポンプカバーの内側、ポンプモーター通風口にススの付着が認められた。○モーター巻線は3相とも断線しており、そのうちV相巻線の焼損が著しかった。○圧力スイッチや各相の電気配線に出火した痕跡は認められなかった。●当該製品から2.5m程度離れた立木への落雷時に事故品ポンプモーターも被雷して、モーター巻線が層間短絡状態となり、翌朝通電した際に焼損し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F1)	(受付:2014/07/03)
A201400202 2014-0814 2014/06/15 (事故発生地) 埼玉県	A Cアダプター（携帯電話機用）	当該製品に携帯電話機を接続して充電中、当該製品及び携帯電話機を熔融する火災が発生した。（A201400203と同一事故） (火災)	○当該製品と携帯電話機の接続部の樹脂に溶融が認められた。○当該製品の接続端子から塩の成分（ナトリウム及び塩素）が検出された。○当該製品及び携帯電話機は正常に動作し、異常は認められなかった。●当該製品と携帯電話機の接続部に塩を含む液体が付着したため、端子間が短絡して異常発熱し、発煙・溶融したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、本体及び取扱説明書には、「接続端子部に水やペットの尿などの液体や導電性異物が触れないようにする。ショートによる火災や故障の原因となる。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/07/04)
A201400203 2014-0837 2014/06/15 (事故発生地) 埼玉県	携帯電話機（スマートフォン）	A Cアダプターに当該製品を接続して充電中、当該製品及びA Cアダプターを熔融する火災が発生した。（A201400202と同一事故） (火災)	○当該製品とA Cアダプターの接続部の樹脂に溶融が認められた。○A Cアダプターの接続端子から塩の成分（ナトリウム及び塩素）が検出された。○当該製品及びA Cアダプターは正常に動作し、異常は認められなかった。●当該製品とA Cアダプターの接続部に塩を含む液体が付着したため、端子間が短絡して異常発熱し、発煙・溶融したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「接続端子部に水やペットの尿などの液体や導電性異物が触れないようにする。ショートによる火災や故障の原因となる。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/07/07)
A201400220 2014-0832 2014/07/07 (事故発生地) 大阪府	I H調理器	当該製品を使用中、当該製品が変色し、周辺を汚損する火災が発生し、両手を火傷した。 (火災)	○鍋に少量の油（約134g（規定油量は900g以上））を入れ、蓋をした状態で加熱していた。○当該製品に変形、変色等の出火の痕跡は認められず、動作に異常は見られなかった。○再現試験の結果、少量の油（約134g）で且つ鍋底が反った鍋（1.15mm）で加熱した場合に油が発火した。●当該製品は、少量の油で且つ鍋底に反りのある鍋を使用して油を加熱したため、安全装置が油温を検知する前に油が発火温度に達して、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「900g以上の油で調理する」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/07/17)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400224 2014-0943 2014/07/11 (事故発生地) 京都府	エアコン（窓用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の外部樹脂に焼損が認められた。○内部の電気部品、配線及び接続部に出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常使用時に負荷のかからない箇所であった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、電源コードは電気用品安全法の技術基準に適合している。 (F2)	(受付:2014/07/18)
A201400227 2014-0944 2014/05/24 (事故発生地) 群馬県	電気洗濯機	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は事故発生の4日前に最後に使用され、事故当日は使用されていなかった。○当該製品のモーター用コンデンサー、雑音防止用コンデンサー、内部配線等には溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○洗濯モーター及び脱水モーターのコイルに焼損はなく、軸受のロックも認められなかった。○電源コードは断線していたが、断線部に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/07/22)
A201400241 2014-1018 2014/07/16 (事故発生地) 岐阜県	プリンター	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の電源基板の一次側が焼失していた。○当該製品の本体から、尿の成分（アンモニア、塩素）が検出された。○電源基板の二次側、表示基板、モーター、プリンタヘッド等の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○当該製品が設置されていたリビングには、15匹の猫が飼われていた。●当該製品の内部に液体（猫の尿）が浸入したため、電源基板に付着してトラッキング現象が発生し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F1)	(受付:2014/07/25)
A201400247 2014-1070 2014/07/22 (事故発生地) 北海道	オーブントースター	施設で当該製品を使用中、当該製品の電源コードを焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の電源コードがコードプロテクターの根元部分で断線していた。○電源コード断線部に、溶融痕及び芯線の曲がり角が認められた。○本体及び庫内には焼損等の異常は認められなかった。●当該製品の電源プラグのコードプロテクター部に、繰り返し過度な屈曲が加わったことにより、コードの芯線が断線、スパークし出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「電源プラグを抜くときは、コードを持たずに先端の電源プラグを持って引き抜く。コードを無理に曲げたり、引っ張ったり、ねじったり等しない。」旨、記載されている。また、電源プラグ部のコードは、電気用品安全法に基づく技術基準（折り曲げ試験）に適合している。 (E2)	(受付:2014/07/31)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400255 2014-1115 2014/06/18 (事故発生地) 福岡県	電動工具 (丸のこ)	当該製品を使用中、1名が重傷を負った。	○当該製品は丸のこ刃を覆う保護カバーを有しており、切断時保護カバーが上がってのこ刃が露出し、切断終了後は戻しばねの力で保護カバーが元の位置まで戻る構造であるが、保護カバーの戻しばねがなくなっており、保護カバーが本体カバー内に入り込んだまま丸のこ刃が露出した状態であった。○保護カバーの戻しばねは、容易に外れる構造ではなかった。○使用者は、建築現場で保護カバーが開いたまま戻らない状態を認識しながら使用していた。●当該製品の構造等に異常は認められず、使用者が、保護カバーの戻しばねがなく保護カバーが開いたまま戻らない状態を認識しながら使用していたため、腕が回転中の丸のこ刃の露出部分に接触して負傷したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「保護カバーは絶対に固定せず、円滑に動くことを確認すること。のこ刃が露出したままの使用はけがの原因になる」、「保護カバーが円滑に動かない場合は、決してそのまま使用しない」旨、記載されている。	(受付:2014/08/04)
A201400261 2014-1121 2014/07/24 (事故発生地) 兵庫県	ヘアドライヤー	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○電源コードは電源プラグから約10cm手前と本体側根元部の被覆が焼損していたが、芯線に断線や溶融痕等の損傷は認められなかった。○本体は吸込口フィルターが一部溶融していたが、分解して内部を確認したところ、焼損や出火の痕跡は認められなかった。○電源コードを新品に取り替えて通電したところ、正常に動作した。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/08/05)
A201400290 2014-1218 2014/08/09 (事故発生地) 東京都	電気こんろ	当該製品で天ぷら油を加熱後、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品で天ぷらを調理中、使用者がその場を離れていた。○油量は既定量(取扱説明書には500g以上と記載)未満であった。○製品に異常は認められなかった。●当該製品で既定量に満たない油量で調理中、使用者がその場を離れたため、油が過熱し出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品及び取扱説明書には、「揚げもの調理中は傍を離れない」、取扱説明書には、「揚げ物調理の油量は500g以上で調理する」旨、記載されている。	(受付:2014/08/20)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経済産業省又は 消費者庁 受 付 年 月 日
A201400295 2014-1196 2014/08/12 (事故発生地) 兵庫県	エアコン	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、内部のファンモーター周辺のみが焼損しており、ファンモーターのコネクター一部の焼損が著しく、複数の金属粒や圧着端子及びリード線の一部に溶融が認められた。 ○ファンモーター各部の付着物の成分を確認した結果、アルカリ性の洗浄液の成分であるナトリウム、ケイ素及びカリウムが検出された。○その他の基板、内部配線等の内部部品に火の痕跡は認められなかった。○当該製品の洗浄は約1年半ほど前までは年2回程度業者に依頼していた。最後に行われた洗浄ではアルカリ性の洗浄液が使用された。●当該製品は、エアコンクリーニング時に洗浄液がファンモーターのコネクター部に付着したため、コネクター端子間でトラッキング現象が生じ、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「本体の洗浄についてはメーカーに相談する。市販の洗浄剤で洗浄すると故障する」旨、記載されている。また、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は高い専門知識が必要です。もし誤った洗浄剤の選定・使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損・電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙・発火につながる恐れがある」旨、注意喚起を行っている。 (D2)	(受付:2014/08/22)
A201400315 2014-1091 2014/07/19 (事故発生地) 熊本県	延長コード	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○事故当時、当該製品は座椅子と座布団の間に挟まれていた。○当該製品のタップ部付近のコードが半断線しており、半断線箇所には溶融痕が認められた。○当該製品のタップ部を分解して内部を確認したところ、受け刃に出火の痕跡は認められなかった。○電源プラグの栓刃等に変形などの異常は認められなかった。●当該製品のコード部で、過度な屈曲等の機械的ストレスにより芯線の断線が生じ、通電により断線部で局部的に発熱し、被覆が溶融又は炭化が進行して異極間の芯線が短絡し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (E2)	(受付:2014/08/29)
A201400319 2014-1303 2014/08/23 (事故発生地) 東京都	電気洗濯乾燥機	当該製品を使用中、当該製品及び当該製品内部の洗濯物を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の乾燥フィルターは洗濯槽側の焼損が著しかった。○焦げた洗濯物からオレイン酸系の油脂成分が検出された。○モーター、制御基板、乾燥ヒーター、給水弁、排水弁等の電気部品に異常は認められなかった。●当該製品からの発火の痕跡は認められず、油分を含んだ洗濯物を乾燥させたために、油の酸化熱により自然発火したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書及び本体には、「油が付着した洗濯物の乾燥禁止」の旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/09/01)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400325 2014-1242 2014/08/03 (事故発生地) 奈良県	コンセント	当該製品に延長コードを接続してエアコンを使用していたところ、当該製品及び延長コードのプラグを焼損する火災が発生した。	○当該製品内部に、溶融、変形等の異常は認められなかった。○当該製品の電源プラグ付き合わせ面の焼損が著しく、炭化が認められた。○延長コードの栓刃は、一方が根本から溶断しており、もう一方の栓刃は根本近傍が一部溶融していた。●当該製品内部に異常は認められず、電源プラグ付き合わせ面の焼損が著しいことから、当該製品に接続されていた延長コードの電源プラグにトラッキング現象が生じ、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/09/02)
A201400331 2014-1226 2014/08/02 (事故発生地) 埼玉県	A Cアダプター（携帯電話機用）	当該製品に他社製携帯電話機を接続して充電中、発煙していたため確認すると、当該製品及び携帯電話機を溶融する火災が発生していた。	○当該製品の端子部が焼損していたが、変形は認められなかった。○端子部の焼損箇所から導電性異物（ナトリウム、塩素）が認められた。○A Cアダプター本体の電気特性に異常は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、接続端子内部に異物が浸入したため、異極端子間で短絡し、異常発熱して、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/09/04)
A201400367 2014-1411 2014/09/13 (事故発生地) 神奈川県	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の金属製外部は、内側よりも外側の焼損が著しい状況であった。○当該製品の電気配線は全て残存しており、溶融痕等出火した痕跡は認められなかった。○端子台、コンプレッサー、コンプレッサー用コンデンサー、ファンモーター等の各部品にススの付着、溶融、熱変形は認められたが、出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/09/18)
A201400380 2014-1362 2014/09/07 (事故発生地) 愛知県	延長コード	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は6口タップ部分の焼損が著しく、接続されていた電気製品5台の電源プラグも焼損していた。○電源プラグが接続された差込口の刃受けや電源プラグの栓刃に溶融痕等の異常は認められなかったが、何も接続されていない差込口の刃受けの片側及び配線金具に溶融痕が認められた。○配線金具に付着していた異物を分析したところ、塩の成分であるナトリウム及び塩素が検出された。●当該製品は、タップ内部に塩分を含む異物が入ったため、内部でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「水のかかる場所では使用しない。水・洗剤等に浸った場合は新品に交換する」旨、記載されている。	(受付:2014/09/26)

<small>経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日</small>	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	<small>経済産業省又は消費者庁 受付年月日</small>
A201400015 2014-0039 2014/03/11 (事故発生地) 東京都	セラミックナイフ	当該製品で調理中、当該製品の刃体が折れ、破片が左腕に当たって負傷した。 <p style="text-align: right;">(重傷)</p>	○当該製品の刃先は全体的に刃欠けが認められ、切れ味は新品時の約8%の性能まで落ちていた。○破面観察の結果、刃先の刃欠け部分を起点として、峰に向かって破損が進展していたが、空洞及び介在物の混入は認められなかった。○起点となった刃先の刃欠け部分には汚れの付着が認められた。○破損部付近の厚み及び硬さに異常は認められなかった。○当該製品の一部には大きな刃欠けも認められ、事故発生以前から、刃欠けが生じた状態で使用されていた。●切れ味が落ちた状態で使用中に必要以上の荷重を加えたため、当該製品の刃先の欠け部分から亀裂が発生し、破断に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「金属のように曲がらないため、硬いものを無理に切ったり、叩いたり、こじったりした場合は刃欠け、刃折れを起こすことがある」旨、記載されている。 <p style="text-align: right;">(E2)</p>	(受付:2014/04/07)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300267 2013-1056 2013/07/05 (事故発生地) 神奈川県	ガス給湯付ふろがま（LPガス用）	当該製品が設置された浴室で倒れて病院へ搬送され、後日死亡した。 (死亡 CO中毒)	○使用者は、浴室の洗い場で倒れており、発見時に当該製品のシャワーから温水が出ていた。○使用者の死因は急性一酸化炭素中毒だった。○当該製品の排気ガスから5000ppmを超える一酸化炭素が検出されたほか、製品外装板上部のガラリから、最大1020ppmの一酸化炭素が検出された。○シャワー運転時の浴室内の一酸化炭素の濃度は、洗い場床面から80cmの高さで最高470ppmであった。○当該製品の給湯側熱交換器が閉塞しており、内部に付着物が認められた。付着物を取り除いたところ、一酸化炭素濃度は低下し、基準値（400ppm）を下回った。○付着物の主成分は、製品に使用されていないケイ素で、発生と付着に至った経緯は特定できなかった。○ふろ熱交換器に複数回の空だきの痕跡が認められ、給湯側熱交換器の下部に過熱の痕跡と欠損が認められた。○外装下部のふろ熱交換器側が変形していたほか、底板脚が欠損していた。○当該製品のバフラー一部に、温度検知型の排ガス逆流防止装置が取り付けられていた。●当該製品の給湯熱交換器にケイ素が付着した経緯が特定できず、事故原因の特定には至らなかったが、付着物を取り除いて運転したところ一酸化炭素濃度は基準値内になったことから、付着物によって給湯側熱交換器の閉塞したために一酸化炭素が発生し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2013/07/18)
A201300548 2013-2231 2013/11/05 (事故発生地) 青森県	石油ストーブ（密閉式）	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。 (火災)	○使用者が昼寝中に、当該製品をセーブ運転（室温の変化により、消火及び点火を自動的に行うモード）で使用し、「ボン」という音がして燃焼筒付近の火が異常に燃え上がっているように見えたので、プラグを抜き布団と数枚のタオルを当該製品にかぶせて屋外に避難した。○当該製品のポットバーナー内部は、油溜まり、スス及びタールの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められず、燃焼リング等の内部部品に異常燃焼の原因になるような部品の変形等も認められなかった。○点火トランス、電源トランス、配線等に溶融痕等の出火痕跡は認められなかった。●当該製品の内部に異常燃焼の痕跡や電気部品に溶融痕等の出火痕跡が認められなかったことから、セーブ運転中に自動点火した際の音と炎を異常燃焼と見誤り布団やタオルを当該製品にかぶせたため、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (E2)	(受付:2013/11/18)
A201300731 2013-3479 2014/01/16 (事故発生地) 愛媛県	石油ストーブ（開放式）	建物を全焼する火災が発生し、2名が負傷した。現場に当該製品があった。 (火災)	○当該製品は内部より外観の焼損が著しく、ほうろう製の天板には気泡が認められ、燃焼筒の耐熱ガラスは溶融していた。○固定タンクに穴開き等の油漏れの痕跡は認められず、カートリッジタンクは本体に収まっており、ワンタッチの口金は正常に閉められていた。○芯にタール等は付着しておらず、燃焼筒内部にも異常燃焼の痕跡は認められなかった。●当該製品の出火時の状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/01/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201300784 2013-3780 2014/02/08 (事故発生地) 埼玉県	ガスふろがま(都市ガス用)	当該製品を点火後、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○使用者は当該製品を着火してから10分後に焦げ臭いことに気づき、消防へ通報した。○到着した消防が外壁内部がくすぶっていることを発見し、壁を壊して消火した。○消防到着時、浴室外壁の傍に設置されていた当該製品は、機器の下から25~30cmが積雪で埋もれており、失火(消火)していた。○当該製品はモルタル(不燃材料)仕上げの外壁から10~15cm離れており、離隔距離に問題はなかった。○外壁の出火箇所は、当該製品の真横ではなく、製品から少し離れた箇所だった。○当該製品のケース本体下部、ヒーターカートとヒーターに変色が認められた。○当該製品内部にフィンの詰まりや空炊きの痕跡は認められず、連結ゴムにも変形や焦げなどの異常はなかった。○当該製品の水経路及びガス通路に漏れは認められず、バーナー部の着火、火移り、燃焼状態にも異常はなかった。●積雪によって当該製品下部の給気口が閉塞されてバーナー燃焼が不安定になり、機外に溢れた炎が壁に引火した可能性が考えられたが、出火箇所が製品から離れた壁面内であったことから事故原因の特定には至らなかった。また、当該製品の性能や設置場所には異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/02/14)
A201300789 2013-3832 2014/01/26 (事故発生地) 岡山県	石油ストーブ(開放式)	建物を全焼する火災が発生し、1名が重症、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。 (火災 重傷)	○使用者が当該製品のカートリッジタンクを給油後、本体にセットしようとした際に灯油がこぼれ、引火して火災が発生した。○カートリッジタンクは全体的に焼損し、樹脂製の油量計窓が焼失していた。また、給油フタ内部のパッキン類は焼失していたが、ロ金開閉スプリングやロ金ロックスプリングに弾性力が残っていた。○固定タンクに穴あきはなく、燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しんは安全装置が作動した位置よりも下がっていた。●当該製品の本体及びカートリッジタンクに出火に至る異常が認められなかったことから、カートリッジタンクのロ金が緩んでいたために本体にセットする際に灯油がこぼれ、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (E2)	(受付:2014/02/17)
A201300804 2013-3864 2014/02/10 (事故発生地) 愛媛県	石油ストーブ(開放式)	建物2棟を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。 (火災)	○当該製品に給油し、点火後約3時間して当該製品の周辺から火が出た。○当該製品の焼損は激しいものの、特に異常は認められなかった。○給油したポリタンクの中にはガソリンが残っていた。○灯油販売業者が、使用者のポリタンクに誤ってガソリンを給油して販売した。●当該製品は、灯油販売業者が誤って販売したガソリンを、使用者が給油して使用したため、異常燃焼して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/02/20)

<small>経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日</small>	品名	事故通知内容	事故原因	<small>経済産業省又は 消費者庁 受付年月日</small>
A201300812 2013-3907 2014/01/27 (事故発生地) 香川県	石油温風暖房機	建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。 (火災)	○使用者は、当該製品を消火せずに給油のためカートリッジタンクを持ち上げた際、口金を外れ灯油が付近に漏れた。○当該製品から離れた場所にカートリッジタンクは転がっており、その近くに外れた口金が落ちていたが、口金に変形は認められず、装着可能な状態であった。○当該製品の送油経路に油漏れはなく、燃焼部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/02/24)
A201300829 2013-3691 2014/02/04 (事故発生地) 香川県	ガスこんろ (L P ガス用)	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 (火災)	○使用者は、当該製品の右側こんろを点火して暖をとった後、消火せずに外出した。○左側こんろ及びグリルは使用されていた痕跡は認められなかったが、左側こんろの上に置いていた樹脂製の米びつが焼損していた。●当該製品を消火せずに外出した際に、当該製品の左側こんろの上等に置いていた可燃物にこんろの火が引火し、出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「機器の上や周囲には燃えやすいものを置かない。火をつけたまま離れたり、外出、就寝しない。」旨、警告が記載されている。 (E1)	(受付:2014/02/27)
A201300833 2013-3937 2014/02/13 (事故発生地) 千葉県	ガス栓 (L P ガス用)	当該製品に接続しているガスこんろを点火したところ、漏れいたガスに引火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者は、ヒューズ機能付きの2口ガス栓である当該製品のゴム管口の一つをガスこんろに接続し、もう一方は使用していなかった。○事故直前、使用者はガスこんろを点火するために当該製品の未接続側を誤って開放し、その後、接続側を開放してガスこんろを点火したところ、漏れていたガスに引火した。○当該製品の未使用側のガス管口には、当該製品に対応するものではないナイロン製キャップが取り付けられていた。○ナイロン製キャップが当該製品に取り付けられた経緯は特定できなかった。○ナイロン製キャップを取り付けた状態でリーク試験を実施したところ、ナイロン製キャップの箇所からガスが漏れ、ヒューズ機能は作動しなかった。○ナイロン製キャップを外した状態で当該製品の気密性とヒューズ機能を検査したところ、異常は認められなかった。●当該製品に対応しないナイロン製キャップが当該製品に取り付けられた経緯が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の気密性やヒューズ機能に異常が認められないことから、使用者が開放した未接続側のガス管口にナイロン製キャップの取り付けられていたために、ヒューズ機能が作動するガス圧に達せずにガス漏れが発生し、漏れたガスにこんろの火が引火して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、事業者が所属する工業会では、誤開放防止のためのガス栓カバー装着の推進に取り組んでいる。 (F2)	(受付:2014/02/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201300845 2013-3887 2014/02/15 (事故発生地) 石川県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品に給油後、当該製品の運転を開始したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の油受け皿からガソリン成分が検出された。○カートリッジタンク内の燃料は灯油であった。○事故時の給油の際、運転停止後間もなく、当該製品の電源プラグが抜かれていた。●当該製品は、事故以前にガソリン成分が油受け皿に混入しており、事故時の給油の際に、停止後間もなく電源プラグを抜いたことで背面のファンが止まったために内部冷却が不十分となり、油受け皿に残ったガソリンの気化が促進されて製品内部に充満し、再点火した際の放電スパークによって引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/03/04)
A201300859 2013-4010 2014/02/22 (事故発生地) 神奈川県	ガストーブ（ガスボンベ式）	当該製品を使用中、爆発音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品は変形しており、外郭や反射板にはススの付着が認められた。○当該製品のボンベ装着部と器具ガバナ周辺にススの付着はなかった。○当該製品の圧力感知安全装置は、0.51MPa～0.54MPaの範囲で作動し、異常は認められなかった。○当該製品は6畳の部屋に置かれており、当該製品の正面には座椅子が、右側の距離15cmにはベッドが、後方の距離20cmには動物のケージが置かれていた。○使用者は、当該製品を点火した後、部屋を離れており、事故発生時に部屋には誰もいなかった。○当該部屋で飼育されていた1匹の犬や猫は、事故発生時、ケージの外にいて部屋の中を自由に動ける状態だった。●使用者が当該製品を点火したまま部屋を離れたために、当該製品に可燃物が接触して火災が発生し、圧力感知安全装置が作動してガスの供給が停止したものの、延焼した火によってボンベが過熱されて爆発し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「火を点けたままでの外出、就寝などヒーターの場所を離れない」、本体及び取扱説明書には、「燃えやすいものから100cm以上離して使用する」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/03/07)
A201300893 2013-3877 2014/02/16 (事故発生地) 青森県	石油給湯機付ふろがま	異音が生じて停電したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	○当該製品はスイッチを入れるとエラーが表示される状態であったが、再起動することにより継続して使用されていた。○熱交換器に未燃灯油がたまっていた。○点火プラグとバーナー及び熱交換器フィンに多量のススが付着していた。○サイレンサー下部周辺の焼損が著しかった。●当該製品はスイッチを入れると不着火によるエラーが表示される状態であったが、再起動して使用を継続したため、起動時の点火動作によって蓄積された未燃灯油に引火して一気に燃焼し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「不着火のエラーが表示された際は販売店に連絡する」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2014/03/17)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201300911 2013-4122 2014/03/09 (事故発生地) 北海道	油だき温水ボイラ	工場で建物を半焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 (火災)	○使用者は屋外の給排気筒トップ直近に落雪防止対策として木板を立てかけており、木板は給排気筒トップ位置より上方で焼損していた。○当該製品は全体が著しく焼損しており、燃烧部や給排気経路に多量のススが付着していた。○缶体やバーナーケースは著しく焼損していたが、炎漏れに至る割れや穴あきなどの異常は認められなかった。○給気ファンは著しく焼損しており、アルミ製フィンに偏溶融が認められ、ファンモーターの軸がほとんど回らない状態であった。○事故当時は排気等トップ周辺に数十cm程度の積雪があった。●当該製品の給排気筒トップ直近に遮蔽物を立てかけていたためにショートサイクルで燃焼不良となり、未燃灯油にバーナー炎が引火して残火が生じ、燃焼停止時に給気経路から逆火となって炎があふれ、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「給排気筒トップの閉そく危険、給排気筒トップのすぐ前に物を置かない、積雪時には給排気筒トップの点検・除雪をする」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/03/20)
A201400029 2014-0231 2014/04/05 (事故発生地) 神奈川県	屋外式(RF式)ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	当該製品の上に乗せていた可燃物(クーラーボックス)を焼損し、当該製品を汚損する火災が発生した。 (火災)	○17年以上使用されている当該製品の天板の上にクーラーボックスが置かれており、クーラーボックスから煙と火があがっていた。○当該製品の天板は、製品正面上部にある排気口に近い位置を中心に焼損しており、当該製品の上にあったクーラーボックスは片側側面が焼失していた。○当該製品は、戸建て一般住宅の屋外に設置されており、クーラーボックスが当該製品の上に置かれた時期や経緯は特定できなかった。○当該製品の内部の各部品や配線類に変形、焼損等の異常はなく、ガス漏れも認められなかった。○給湯側の熱交換器は、外観に変形、損傷、穴あき等はなかった。○排気ボックス内にススが付着しており、給湯熱交換器内部のフィンに多量のススが詰まっていたほか、ファンモーターの羽根部に土埃がこびりついていた。○内部のススや土埃を洗浄したところ、当該製品は正常に動作した。●当該製品の上にクーラーボックスが放置されていたために、クーラーボックスが過熱、発火して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「排気口の近くに燃えやすいものを置かない」旨、記載されている。 (F2)	(受付:2014/04/14)
A201400041 2014-0275 2014/04/11 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ(都市ガス用)	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○約7年使用されていた当該製品は、グリル遮熱板の上面から側面部、底板及びガス配管部に著しい腐食が認められた。○メインガス配管には穴が開いていた。○使用者は当該製品の日常的な清掃維持管理を行っていなかった。○当該製品型式に使用されている材料の耐食性については、法律に定める技術基準を満たしており、日本ガス機器検査協会の製品認証を受けていた。●当該製品のグリル遮熱板や底板の腐食状態から、使用期間中に吹きこぼれや煮こぼれが多分にあったものと考えられ、使用者が当該製品の清掃維持管理を十分行っていなかったために腐食したガス配管に穴が開き、当該箇所から漏れたガスに引火して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「日常点検・手入力は必ず行う」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/04/22)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400043 2014-0166 2014/04/04 (事故発生地) 北海道	石油給湯機付ふろがま	当該製品を使用中、当該製品から出火し、当該製品及び周辺を汚損した。	○当該製品のエラー履歴には、保存できる直近3回とも事故当日に、「燃焼異常」エラーが記録されていた。○当該製品の外郭には、焼損などの異常が認められなかったが、熱交換器のフィンには多量のスス詰まりが認められた。○熱交換器下方のバーナー下部の灯油気化経路には、強い焼損の痕跡が認められた。○排気筒は、給排気トップに至るエルボ下方に過熱痕が認められ、排気筒内部には、全体的に薄いススの付着が認められた。●当該製品が異常燃焼を検知してエラー停止していたが、使用者がリセットを繰り返して使用を続けたため、異常燃焼が継続して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「繰り返し異常が表示される場合は、運転スイッチを切って、販売店に連絡する」旨、記載されている。	(受付:2014/04/22)
A201400055 2014-0299 2014/03/26 (事故発生地) 岩手県	豆炭こたつ	当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は金属部以外はすべて焼失していた。○当該製品の火床内部の岩綿は、わずかに残っている程度であった。○使用者は2年半以上火床内部の岩綿を交換しておらず、岩綿が薄くなっていくことを認識しながら使用を継続していた。○使用者は豆炭に点火し当該製品にセットした後、そのままの状態ですぐに就寝した。●当該製品の岩綿が薄くなっていることを認識しながら使用していたことから、岩綿の隙間から落下した豆炭の燃えかす等で、こたつ布団に着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「火床内のグラスマット及び岩綿は2年に1度の割合で取替え用グラスマット付岩綿と交換する。」、「就寝時は、火災ややけどの恐れのない安全な場所に火床を出す。」旨、記載されている。	(受付:2014/04/25)
A201400069 2014-0348 2014/04/25 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ（L P ガス用）	建物が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○使用者が当該製品のグリルで魚を焼いた後、火を消し忘れたまま、その場を離れていた。○グリル庫内やグリル扉周辺の焼損が著しく、トッププレート裏面及び排気カバーにススが付着していた。○グリル水入れ皿に、使用を禁止されているアルミはくを敷いていた。●当該製品のグリル水入れ皿に使用を禁止されているアルミはくが敷かれていたため、水入れ皿にたまった油脂などが燃えて火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れない。焼き網の上や下にアルミはくを敷かない」旨、記載されている。	(受付:2014/05/01)
A201400085 2014-0412 2014/04/25 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ（L P ガス用）	建物が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○使用者は、調理油を入れた鍋を当該製品にかけ、点火したまま外出した。○当該製品は約10年以上前に製造された製品で、調理油過熱防止装置が装備されていない機種だった。●当該製品のこんろに調理油を入れた鍋をかけ、点火したまま外出したため、鍋の油が過熱して発火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止。料理中のものが焦げたり燃えたりして火災の原因となります。特に天ぷら、揚げ物をしているときは注意する。」旨、記載されている。	(受付:2014/05/12)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400140 2014-0581 2014/05/28 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ（LPガス用）	建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。 (火災 死亡)	○当該製品は焼損が著しく、使用状況等は確認できなかった。○当該製品が設置された台所より、居間の焼損が著しいことから、出火元は居間であると判断された。●当該製品は焼損が著しかったが、出火元は当該製品が設置された台所ではなく居間であったことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/06/03)
A201400177 2014-0743 2014/06/08 (事故発生地) 愛知県	石油ふろがま（薪兼用）	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。 (火災)	○当該製品に接続されたスレート製煙突が貫通している屋根付近の焼損が著しかったが、当該製品の外観は、塗装やゴム製循環パイプの一部が焼けずに残っていた。○当該製品のバーナーは全体に焼損していたが、基板やファンモーター等に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に接続されたスレート製煙突は、貫通させた屋根の下近くで突き合わせ接続されていた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品に接続されたスレート製煙突を、貫通させた屋根の下近くで突き合わせ接続していたため、接続部から漏れた排気熱により、屋根の木製下地材が低温着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/06/23)
A201400193 2014-0789 2014/05/08 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○火災の被害は、当該製品の損傷と台所の一部の焼損であった。○事故発生時、当該製品が設置された居室には人が不在であった。○当該製品の上には、新聞紙（可燃物）が置かれていた。○当該製品の操作ボタンが押された状態であった。○当該製品を最後に使用した時期がいつであったかは不明である。●当該製品が点火した経緯が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に不具合等の問題は認められないことから、何らかの要因で操作ボタンが押され、当該製品の上に置かれていた可燃物（新聞紙）に着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/07/02)
A201400231 2014-0990 2014/07/11 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を使用中、火が消えていたため再点火したところ、当該製品を焼損し周辺を破損する火災が発生した。 (火災)	○使用者は、当該製品に鍋を掛けて火をつけた後、途中で火が消えたがそのまま約2時間放置していた。○その後、使用者が多目的ライターで当該製品を再点火しようとしたところ、爆発が発生した。○再点火時に使用者が行った機器操作の詳細は特定できなかった。○当該製品のバーナー一部は著しく劣化しており、点火しにくい状態になっていた。○当該製品内部及びガス栓から当該製品までの1次側ガス経路にガス漏れは認められなかった。○当該製品の立消え安全装置は、正常に動作していた。●事故状況の詳細が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の安全装置に異常が認められないことから、使用者が多目的ライターで再点火を行った際に、機器周辺に滞留していた可燃性ガスに引火して爆発したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/07/23)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201400240 2014-1013 2014/07/01 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品のグリルで魚を調理中、他の家事をしていたため調理をしていることを忘れて放置してしまい、グリル庫内から火が見えたため、グリルの扉を開けると火が噴き出した。○グリルは数日前に使用された後、掃除されていなかった。○グリル左側の左こんろ操作ボタンが一部焼損し、グリル庫内には炭化物が認められた。○グリルの火力調節つまみは最大の位置になっていた。●当該製品のグリルで魚を調理していたことを忘れ放置したため、魚及びグリル受け皿に溜まっていた脂に引火し、グリルの扉を開いた際に炎が一気に機外に噴き出し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「火を付けたまま機器から絶対離れない、料理中のものが焦げたり燃えたりして火災になる」、「グリルを消し忘れると調理中のものに火がつくことがあるので注意する」、「グリル使用後は必ずお手入れする、グリル水入れ皿にたまった脂や、調理物が燃えて火災のおそれがある」旨、記載されている。	(受付:2014/07/25)
A201400277 2014-1174 2014/07/25 (事故発生地) 奈良県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故当日、帰省で被害者宅に来ていた使用者が当該製品を使用するため、キャビネット内のガス栓を開き点火動作をした際、ガス栓から出たガスに引火し、当該製品とのキャビネットを焼損した。○当該製品は10日前に更新し、当該製品の後方にあるホースガス栓に接続されていたが、更新前のガスこんろが接続されていたキャビネット内のガス栓（ヒューズ機能なし）には何も接続されていない状態であった。○使用者はガス栓接続がキャビネット内のガス栓から後方のホースガス栓に変更されたことを知らなかった。○当該製品は、前面下部に炎にあぶられた痕跡があり、樹脂製の点火ボタンが固着していた。○ガス通路部に漏れは認められなかった。●当該製品を使用する際、誤って未接続のガス栓（ヒューズ機能なし）を開けたためにガスが漏洩し、点火操作により引火した事故と考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/08/12)
A201400292 2014-1227 2014/08/11 (事故発生地) 福岡県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の正面から上部にかけて燃え広がっていた。○当該製品の各器具栓本体に溶融などの異常は認められなかった。○本体内部の下部はほとんど焼損しておらず、内部配線などは原状を留めていた。○事故当時、当該製品が使用されていたのかは特定できなかった。●事故当時当該製品が使用されていたか特定には至らなかったが、当該製品内部から出火した痕跡等が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/08/21)
A201400299 2014-1249 2014/07/28 (事故発生地) 奈良県	ガスこんろ（LPガス用）	住宅を全焼する火災があり、現場に当該製品があった。	○当該製品は焼損が著しく、左バーナーの上には電気炊飯器が載った状態で焼損・溶着していた。○器具栓は焼損が著しく、点火位置の確認はできなかった。○当該製品は火災の約4時間前に使用した際に異常はなく、出火時に家に一人で居た家人は、過去にも誤って当該製品の点火スイッチを入れたことがあった。●詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の左バーナー上に電気炊飯器を置いた状態で、誤って左バーナーを点火させたため、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/08/25)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400342 2014-1351 2014/08/29 (事故発生地) 北海道	迅速継手（LPガス用）	当該製品を接続してガスこんろを使用 中、当該製品及び周辺を焼損する火災が 発生した。	○事故前日に使用者が、ガスこんろ周囲の清掃を行った際、当該製品を取り外し、清掃完 了後に取り付けた。○ガス栓接続部と作動環パッキンに異常は認められず、当該製品はガス 栓に正常に接続でき、気密試験で異常は認められなかった。○当該製品のカバー外周部とゴ ム管接続部に、焼損跡及び樹脂の溶融が認められたが、コンセント型ガス栓と接続した際に 露出する摺動環表面の樹脂部に、溶融や焼損は認められなかった。●当該製品とガス栓の接 続が不完全な状態でガスこんろを使用したため、接続部から漏洩したガスにガスこんろの火 が引火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取 扱説明書には、「ガス栓とソケットの接続は、“カチッ”と音がすることを確認する。」旨 、記載されている。	(受付:2014/09/08)
A201400361 2014-1408 2014/09/09 (事故発生地) 愛知県	ガスこんろ（都市ガス 用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を 負った。	○出火前に屋外のガス管工事を行っており、工事終了時にガス管工業者がガス器具の点 火チェックを行った。○ガス管工事終了後に当該製品は使用していなかった。○当該製品は 左側後部の焼損が激しく、グリル内の水受け皿には炭化物が残っており、焼けた脂の跡も認 められた。○当該製品及び当該製品左側に置かれたガス炊飯器に接続されるゴム管が焼損し ていた。○ガスの元栓は当該製品後部のグリル排気口の近くにあり、ガス炊飯器に接続され たゴム管は当該製品の下側を通っていた。●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定に は至らなかったが、ガス管工業者が当該製品のグリルの点火チェック後に火を消し忘れた 可能性があり、グリル内の油脂等の可燃物が過熱されて発火し、グリル排気口近く又は当該 製品下側を通ったゴム管が焼損してガス漏れが生じ、漏れたガスにグリルの火が引火して火 災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/09/18)
A201400390 2014-1475 2014/09/24 (事故発生地) 福岡県	屋外式（RF式）ガス ふろがま（LPガス用 ）	当該製品を使用中、周辺を焼損し、当 該製品を汚損する火災が発生した。	○当該製品に点火した際に、浴槽の底のごみを排水栓のチェーンを引いて排出し、排水栓 を戻して浴室を離れていた。○事故発生時、浴槽の水の大半が抜けて、排気筒付近の排気温 度は350℃以上となる状態であった。○事故発生時、当該製品の排気トップ付近には傘が 立てかけてあった。○熱交換器の上部に、過熱の痕跡が認められた。●浴槽の水が抜けて当 該製品の熱交換器が過熱され、排気温度が上昇し、排気トップに接触していた可燃物（傘） が燃え出したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書及 び本体表示には、「機器本体や排気筒のまわりに可燃物を置かない」、「浴槽の水位は、上 部循環口より10cm以上あることを確認する」旨、記載されている。	(受付:2014/09/30)
A201400394 2013-3876 2011/05/31 (事故発生地) 青森県	石油ストーブ（開放式 ）	当該製品から出火する火災が発生し、 建物が半焼、2名が死亡した。	○使用者は、当該製品の置台に灯油が貯留する不具合を認識しながら、継続して使用して いた。○使用者は当該製品を約15年前から使用しており、メンテナンスは実施していなかつ た。○カートリッジタンク及び油受け皿に、油漏れは認められなかった。○カートリッジ タンクの口金は完全に閉まった状態であった。●当該製品は、メンテナンス不足により吸気 口がホコリにより塞がれた状態になっていたものと考えられたことから、未燃灯油が発生し て置台に貯留する状態で継続使用されたため、燃焼時の炎が未燃灯油に引火して下方に吹き 返し、置台上のホコリに着火して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推 定される。なお、取扱説明書には、「油漏れや置き台に油が溜まる場合はすぐに使用を止 めて修理を依頼する。1か月に1回以上反射板や置き台に溜まったホコリを取り除く。」旨 、記載されている。	(受付:2014/10/01)

<small>経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日</small>	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	<small>経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日</small>
A201400421 2014-1568 2014/10/06 (事故発生地) 群馬県	ガスこんろ (LPガス 用)	当該製品を使用中、建物を半焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。 <p style="text-align: right;">(火災)</p>	○当該製品は、調理油過熱防止装置が搭載されていない卓上型一口ガスこんろであった。 ○使用者は、揚げ物を調理中に当該製品の火を消し忘れてその場を離れ、戻ったところ出火していた。●当該製品で揚げ物を調理中に火を消し忘れて、その場を離れたため、調理油が過熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、本体及び取扱説明書には、「使用中その場を離れるときは、必ず消火する。揚げ物調理には使用しない。」旨、記載されている。 <p style="text-align: right;">(E2)</p>	(受付:2014/10/14)
A201400436 2014-1592 2014/10/04 (事故発生地) 福島県	石油ストーブ(開放式))	建物が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 <p style="text-align: right;">(火災)</p>	○使用者は当該製品の上方に洗濯物を干して就寝した。○使用者は当該製品を消火した記憶はなかった。○当該製品付近からハンガー及び竿が発見された。●当該製品の上方に干していた洗濯物が、使用中の当該製品の上に落下して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「衣類が落下して火災の原因になるため、衣類等の乾燥に使用しない。就寝時には消火する。」旨、記載されている。 <p style="text-align: right;">(E1)</p>	(受付:2014/10/17)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300152 2013-0585 2013/05/13 (事故発生地) 香川県	踏み台（アルミニウム合金製）	当該製品に跨って使用中、降りる際に転倒し、負傷した。 (重傷)	○使用者は、事故当時、当該製品を傾斜面に設置して使用していた。○当該製品は4本の支柱の内の1本が、最下段の踏ざん取付部直下で破断していた。○支柱の破断面は踏ざん取付面が圧縮されて内側に変形し、踏ざん取り付け用の穴を起点とした延性破面が認められた。○当該製品の支柱の断面寸法及び硬度に、異常は認められなかった。●当該製品の支柱の強度等に異常は認められず、使用者が傾斜面に設置した踏み台から降りる際に、バランスを崩して転倒したため事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「踏台が安定しない場所には、設置しない。傾斜している地面等では、踏台が傾いて転倒や転落の恐れがある。」旨、記載されている。また、同等品は、SG基準の強度試験を満たしていた。 (E2)	(受付:2013/05/27)
A201300447 2013-1678 2013/07/09 (事故発生地) 香川県	踏み台（アルミニウム合金製）	使用者（70歳代）が当該製品を使用中、転倒し、負傷した。 (重傷)	○当該製品は4本の支柱の内の1本が、最下段の踏ざん取付部直下で破断していた。○支柱の破断面は踏ざん取付面が圧縮されて内側に変形し、踏ざん取り付け用の穴を起点とした延性破面が認められた。○当該製品の支柱の断面寸法及び硬度に、異常は認められなかった。●当該製品の事故時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、支柱の強度等に異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、同等品は、SG基準の強度試験を満たしていた。 (F2)	(受付:2013/09/27)
A201300630 2013-2536 2013/11/30 (事故発生地) 東京都	収納家具	当該製品の設置状況を確認中、当該製品が倒れ、右足を負傷した。 (重傷)	○使用者が、当該製品の設置状態を確認するために当該製品の正面上部を持って揺すったところ、当該製品が使用者側に倒れ始め、受け止めきれずに床面に落下した。○当該製品が設置されていた床面には、転倒に繋がる傾斜はなかった。○当該製品は、重量が30kgのラックを上下に2つ配置した構造となっており、事故発生時、上下のラックは連結部分から折れ曲がるようにして倒れた。○JIS S1033（オフィス用収納家具）の規定に基づき、水平面に設置した当該製品の上部に水平力30Nを加えたところ、転倒しなかった。○当該製品の背面には、上下のラックを連結するための固定用金属板が左右1枚ずつビスで取り付けられており、事故後、当該金属板が製品の転倒方向とは逆方向に曲がっていた。●当該製品自体に不安定さが認められなかったことと、上下のラックを連結する固定用金属板が転倒方向とは逆方向に曲がっていたことから、使用者が当該製品の上部を掴んで当該製品を前後に揺らした際に、当該製品が使用者側に傾き、それを使用者が受け止めようとしたために、製品の自重によって上下のラックが転倒方向とは逆方向に折れ曲がって分離し、使用者の足に落下して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (E2)	(受付:2013/12/16)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201400024 2014-0202 2014/01/30 (事故発生地) 大阪府	床タイル(内装用)	店舗の屋外に設置されていた当該製品の上で転倒し、右足首を負傷した。 (重傷)	○使用者が子供を抱いて自転車から降りようとした際に雨水で濡れていた当該製品で足を滑らせて転倒し、右足首を骨折した。○当該製品はカタログに、屋外使用には「使用不適」と記載されていた。○当該製品には施工業者により別途滑り止めテープが貼られていた。○摩擦抵抗試験の結果、当該製品は濡れると乾燥時よりも滑りやすくなる傾向があるが、他製品(比較品：内装用床タイル2点)との比較においては特に滑りやすいとは判断されなかった。○当該製品を敷設した施工業者の情報は得られなかった。●当該製品は屋外用には使用不適とされる製品であり、事故時、当該製品が雨で湿潤状態であったことも影響し事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (D1)	(受付:2014/04/11)
A201400050 2014-0302 2014/04/08 (事故発生地) 神奈川県	椅子(入浴用)	当該製品を踏み台として使用したところ、当該製品の脚部が破断し、転倒、負傷した。 (重傷)	○同等品を用いて強度試験及び耐久性試験を実施したところ、製品安全協会のSG基準に適合していた。○当該製品の破断した右側後脚のパイプには、右側後脚のパイプが左側前脚の方向に内側に折れ曲がった痕跡が認められた。○当該製品の破断した脚は、脚の取り付け穴を起点に破断していたほか、破面の形態は延性破面で、破断の前に亀裂が生じていた痕跡や、疲労破面の痕跡は認められなかった。○当該製品の脚パイプに使用されているアルミ合金の強度は、JISで定める強度の基準値を満たしていた。●当該製品の脚パイプの強度に異常が認められず、脚パイプが製品座面の内側方向に曲がっていることから、使用者が当該製品を踏み台として使用しているときにバランスを崩して当該製品が倒れ、当該製品の右側後脚部分に異常な荷重がかかるなどして、後脚のパイプが折れ曲がり破断したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「当該製品を踏み台代わりにして、座面の上に立ったりしない。転倒し、ケガの原因になる。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/04/24)
A201400081 2014-0381 2014/04/13 (事故発生地) 埼玉県	収納家具(収納付きテレビ台)	当該製品を組み立てていたところ、当該製品の部品が落下し、足を負傷した。 (重傷)	○当該製品は、部品(板材)を木製のダボで連結して組み立てる製品で、底板と側面板の長さはそれぞれ約1.8mと約1.4mだった。○使用者は、家族と二人で当該製品を床に寝かせた状態で組み立てていた。○事故直前、当該製品は底板に片方の側面板を連結し(L字形的状態)、棚板の一部を組み付けた状態だった。○組立説明書はイラストで構成されており、文章での指示は無かった。○組立説明書にはL字形的状態で製品を裏返すよう指示されており、使用者が製品を胸の高さまで持ち上げたところ部品が外れて落下した。○組立説明書には底板を軸にして裏返すよう図示されていたが、使用者らは側面板の両端を持って底板の端部を支点にするように製品を持ち上げていた。○事故後、使用されていたダボのいくつかは折損していた。○新しいダボを用いて事故状況の再現を行ったところ、約1mの高さでダボが破断して部品が落下した。○事故時に使われていたダボの直径は仕様どおりで、変色や欠損等の異常は認められなかった。また、ダボ穴にも亀裂等の異常は認められなかった。●使用者が組立説明書どおりに組み立てを行わなかったために、ダボに異常な負荷がかかって折損し、板材が落下して使用者にあたったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (E2)	(受付:2014/05/09)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201400123 2014-0559 2014/04/03 (事故発生地) 千葉県	バルコニー	当該製品の床面で滑って転倒し、左足首を負傷した。 (重傷)	○事故発生時、当該製品の床面のデッキ材は雨で濡れていた。○当該製品が設置されていた場所には雨戸収納用の戸袋があり、戸袋の下端との接触を避けるために、デッキ材は母屋の床面より230mm低い位置に設置されていた。○使用者は、夜、当該製品の上にあったスリッパを履こうとして室内から当該製品の上に右足を踏み出したところ、右足がデッキ材に着いて滑り、転倒した。○当該製品のデッキ材の取り付けに異常は認められず、表面を歩いた際にも滑りやすさは認められなかった。○当該製品型式のデッキ材は、JISA 5721(プラスチックデッキ材)の滑り試験に合格していた。●当該製品のデッキ材の取り付けや表面に異常が認められないことから、使用者が当該製品の上に踏み出した際に、雨で滑りやすくなっていたデッキ材に足を滑らせて転倒し、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「床面は雨等で濡れるとすべりやすくなる。転倒に注意する。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/05/29)
A201400302 2014-1253 2014/08/12 (事故発生地) 北海道	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	当該製品の天板に跨がって作業していたところ、支柱が折れ曲がり、落下して、右肩を骨折した。 (重傷)	○使用者は、砂利の敷地に設置した当該製品から落下する直前、天板から数えて2段目の踏ざんに立ち、天板に跨がり両手に道具を持って作業をしていた。○当該製品は、昇降面片側の下から2番目の踏ざん部で、両側の支柱とも昇降面に向かって右側方向に、それぞれ内側、外側に折れ曲がり、変形が認められた。○当該製品の支柱の寸法、肉厚及び硬度に異常は認められなかった。●当該製品の強度に異常は認められないことから、使用者が当該製品の天板に跨がって作業中に、バランスを崩して倒れた当該製品に落下して支柱が変形したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「天板の上に跨がることを禁止する」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/08/26)
A201400320 2014-1308 2014/07/26 (事故発生地) 東京都	手すり(床置き式)	当該製品をベッド脇で使用し、使用者(80歳代)の身体が当該製品とベッドの間に挟まった状態で発見され、3日後に病院で死亡が確認された。 (死亡)	○当該製品は、約1年9か月の間、使用者宅のベッドの横に設置されており、使用者がベッドから立ち上がった際の介助用として利用されていた。○当該製品は樹脂皮膜が施された金属製の手すりであり、高さ約680mm、幅約340mmであった。○当該製品の底板は、ベッドの下に挿し込まれており、ベッドの自重によって製品が動かないようになっていた。○レンタル事業者は、使用者の家族及びケアマネージャー立ち会いの下で当該製品を設置した。その際、ベッド側面の引き出しを利用できるようにしたいとの使用者家族の要望により、当該製品とベッドの間に30センチ程度のすき間を設けた。○事故当日の深夜、使用者がベッドと当該製品のすき間に落ちて身体を挟み、翌朝9時に使用者家族によって救助された。○使用者は「挫滅症候群」と「圧挫症候群」との診断を受け、左足の太股が壊死した後、カリウムが全身に回り、心不全と不整脈で死亡した。○使用者の身体特性や、ベッドの高さ等の事故状況の詳細は特定できなかった。●当該製品がベッドから離して設置されていたために、使用者が当該製品とベッドの間に落ちた際に長時間身体を圧迫されて事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「ベッドサイドに置く場合はベッドの間にすき間がないように設置する」、「すき間があると身体を挟んで怪我をする恐れがある」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2014/09/01)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201400099 2014-0367 2014/01/16 (事故発生地) 千葉県	電動アシスト自転車	当該製品で走行中、電柱にぶつかって負傷した。	○使用者は、早朝4時半に当該製品で出かけ、朝7時には自宅に戻っていた。使用者の家族が使用者の異変に気づき、受診したところ、脳挫傷と診断された。○当該製品が自宅から200～300m離れた電柱の側に倒れているのを使用者の家族が発見した。また、電柱には当該製品との接触によるものと思われる傷が残っていた。○使用者は事故時のことを覚えていなかった。○当該製品の車体の右側面には、転倒によるものと思われる擦過痕が数カ所に認められたが、走行に支障をきたす損傷は認められなかった。○当該製品で走行テストを行ったところ、ハンドル操作やペダルの回転に異常は認められず、転倒に繋がるような不調は確認できなかった。○サークル錠やハンドルロック部の動作に異常は認められなかった。 ●事故発生時の状況が不明なことから、転倒に至った原因は特定できなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/05/20)
A201400189 2014-0795 2014/06/20 (事故発生地) 福岡県	電動車いす(ハンドル型)	使用者が当該製品に乗車中、踏切内に入り、列車と接触し負傷した。	○当該製品は、アクセルレバー操作による前進、停止等の作動状況に異常はなく、コントローラーの使用履歴に異常や誤作動を示す記録は認められなかった。○使用者は事故前後の記憶がない状態であり、血液からアルコールが検出された。○使用者は日頃から、停止中もアクセルレバーに手を掛けた状態にしていた。●当該製品に異常は認められず、使用者の血液からアルコールが検出されたことから、酒気帯び運転による運転操作の誤りによる事故と考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「気分のすぐれないときや飲酒したときは運転しない。注意力が散漫になり、事故を引き起こす恐れがある。」旨、記載されている。	(受付:2014/07/01)
A201400192 2014-0796 2014/06/25 (事故発生地) 宮城県	自転車	当該製品で下り坂を走行中、ブレーキを掛けたが歩道の縁石に衝突し、転倒、負傷した。	○緩い下り坂で緩いカーブになっている舗装路(車道)で、ブレーキを掛けたが止まらず、カーブ出口付近でカーブ内側の歩道の縁石に衝突して転倒した。○当該製品は、前輪泥よけや前かご等が変形していたが、ブレーキ部品に変形等の異常は認められなかった。○当該製品は、後ブレーキワイヤーに緩みがあり、JIS規格に準じて制動距離を測定した結果、制動距離は基準値を超えていたが、後ブレーキワイヤーの緩みを調整すると、制動距離は基準値以内になった。○当該製品は、3か月前に購入してから一度も販売店で点検を受けていなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、ブレーキ部品に変形等の異常は認められないことから、後ブレーキワイヤーが初期伸びや調整不良によって緩みがあったため、後ブレーキの制動力が低下し、制動距離が伸びて事故に至った可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「購入初期は、ねじのなじみなどの影響でゆるみなどが生じやすいため、購入後2か月以内に初期点検を受ける」旨、記載されている。	(受付:2014/07/01)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201300912 2013-4180 2014/01/30 (事故発生地) 東京都	湯たんぽ	当該製品を使用中、左脚に低温火傷を負った。(A201300920と同一事故)	○使用者は湯たんぽカバーに入れた当該製品を、身体に接触させて使用していた。○当該製品に破損や変形などの異常は認められなかった。●当該製品に異常が認められないことから、当該製品を長時間足に接触させて使用したため、低温火傷を負ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品には、「低温やけどに注意」、取扱説明書には、「低温火傷を防ぐために、「湯たんぽにカバーをした状態でも直接身体をあてたりすると低温やけどの原因となる。」、「湯たんぽは、絶対に身体へ接触しないようにする。就寝前に布団から出す。」旨、記載されている。	(受付:2014/03/20)
A201300920 2013-4220 2014/01/30 (事故発生地) 東京都	湯たんぽカバー	当該製品に湯たんぽを入れて使用中、左脚に低温火傷を負った。(A201300912と同一事故)	○使用者は湯たんぽを入れた当該製品を、身体に接触させて使用していた。○当該製品に、ほつれなどの異常は認められなかった。●当該製品に異常が認められないことから、湯たんぽを入れた当該製品を長時間足に接触させて使用したため、低温火傷を負ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品には、「低温やけどを防ぐために、湯たんぽは、絶対に身体へ接触しないようにする」旨、記載されていた。	(受付:2014/03/24)
A201400157 2014-0552 2014/04/29 (事故発生地) 兵庫県	リチウムポリマーバッテリー(模型用)	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は外装が焼失し、セルが露出した状態であった。○当該製品は過放電状態で長期間放置されており、使用者はエラー表示が出ている状態で繰り返し充電操作を行っていた。○使用者はバランス充電を行わず、充電中の監視を行っていなかった。●当該製品を充電する際、過放電により充電不能の状態にもかかわらず使用者が繰り返し充電操作を行い、またバランス充電をしていなかったことから、一部のセルが過充電により異常発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「バランス充電を行う、充電中は絶対に離れず監視する」旨、記載されている。	(受付:2014/06/10)
A201400258 2014-1118 2014/07/12 (事故発生地) 静岡県	リチウムポリマーバッテリー(電動リール用)	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品を誤って海水中に落下させたため、乾燥させた後に分解して内部をマイナスイオンで清掃していた。○当該製品は焼損が著しく、3個のセルのうち2個は炭化して電極体の一部が焼失していた。○当該製品の制御基板や配線に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○充電器は正常に動作し異常は認められなかった。●当該製品を海水に浸水後、使用者が分解して清掃した際に基板を損傷したため、保護回路が正常に動作せず、充電時に過充電状態となり異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には、「はんだ付けや分解・改造・変形をしない。液漏れ、発熱、破裂のおそれがある。」旨、記載されている。	(受付:2014/08/04)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A201400291 2014-1232 2014/08/04 (事故発生地) 静岡県	リチウムポリマーバッ テリー (模型用)	当該製品を充電中、当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生した。 (火 災)	○当該製品は4つのセルを使用していたが、3つのセルの焼損が著しかった。○使用者は 充電する際、各セルの充電を制御するためのバランスコネクタ (過充電を感知する部品) のエラー表示が出て充電できなかったため、バランスコネクタを外し、充電器をバランス 充電ではない設定に切り換えて充電を行っていた。○充電器に出火の痕跡は認められず正常 に動作した。●当該製品を充電する際、バランスコネクタを使用せずに充電を行ったため 、一部のセルが過充電により異常発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説 明書には、「発火する危険があるため必ずバランスモードで充電する。」旨、記載されてい る。 (E 2)	(受付:2014/08/21)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A201400086 2014-0415 (事故発生地) 東京都	洗濯用洗剤	当該製品を洗濯時に使用していたところ、顔面に発赤が出た。 (重傷)	○当該製品を使用し始めてから約2か月後に、顔面に発赤が出現した。○使用者へのパッチテストを行ったところ、当該製品に陽性を示し、当該製品の使用中止により症状が改善した。○当該製品は確認できなかったものの、同等品からアレルギーの可能性のある複数の成分が検出されたが、製品の異常・欠陥となり得るものではなく、また、これらの物質で成分別パッチテストを実施できなかったことから、原因物質の特定はできなかった。○当該製品について、品質クレームはあるものの、同種事故は発生していない。●成分別パッチテストが実施されておらず、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にパッチテスト陽性を示したことから、これに含まれる成分によりアレルギーを発症したものと推定されるが、同種事故の発生がないことから個人の感受性によるものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/05/13)